

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷七十第

行發日一月二十年二十正大

論叢

土地課稅新案 法學博士 神戸 正雄

價値の量 法學士 恒藤 恭

世界經濟の意義 法學士 作田 莊一

鎌倉時代の土地制度 文學博士 三浦 周行

時論

農民土地愛着心冷却の傾向 法學博士 河田 嗣郎

震災と租稅 法學博士 小川 郷太郎

說苑

マルサスの地代論に就て 經濟學士 谷口 吉彦

雜錄

アダム・スミスの書簡一通 法學博士 河上 肇

「資本と勞働」と「勞働と資本」 法學士 山口 正太郎

リカアド經濟論文集の刊行 經濟學士 谷口 吉彦

名士の死の心理に關する統計的研究 經濟學士 岡崎 文規

附錄

本誌第十七卷總目錄

經濟論叢

第十七卷 第六號

(通卷第百二號)

大正十二年十二月發行

論叢

土地課稅新案

神戸 正雄

緒言(本研究の目的)

第一段 従來の地租と其改造諸案 (一) 従來の地租 (二) 改造諸案 (A) 最簡單なるもの (B) 寫帳地價修正案 (C) 近實制度採用案 (D) 土地増價稅附設案

第二段 差額地價稅の採用 (一) 差額地價稅其もの (二) 差額地價稅と土地増加稅との比較 (A) 類似點 (B) 相異點 (三) 差額地價稅の長短 (A) 其長所 (イ) 財政收入上の長所 (ロ) 公平課稅上の長所 (ハ) 社會政策上の長所 (ニ) 課稅技術上の長所 (B) 其短所 (イ) 稅率 (ロ) 評價難

結論(全文の要旨)

緒言

我國では現下の稅制を改造するの必要があり、曩きに財經調査會に於て、兎にも角にも全き國稅地方稅を通じての改正案が出来た所だが、其實現に依りて不利を蒙ると考へた人々の反對と、

之を乗切るだけの勇氣を缺く當局者の無誠意との爲めに阻止せられて今だに其儘となつて居る。かくて税制整理の大業が未だ其緒につかぬ間に、有史以來未曾有の大變災が起り、國費及地方費の大増加の必要を生じた一方に、租税其他の公收入に大減少を告げることゝなつた。之に處するの手段として、應急には公債に負ふ所が大なるべきこと勿論ではあるが、其も所詮、元利拂の爲めに永きに亘りては租税に待つ所が大くならなくてはならぬ。つまり租税政策としては、整理の難題の上に、税収入増加方法の工夫といふ難問題を有つやうになつた。新しき税収入の工夫としては勿論、色々の方法が考へらるゝが、最適當なる方法は、出來れば先づ以て、一般税制整理を斷行して其公平なる新基礎の上に、其と並んで、増率を行ふに在ると思はるゝ。併し次善の併し實行し易き方法としては、從來の制度を其儘として多少の改修を加へ、之にて必要なるだけにて、適當なる二三の新税を加ふるに止むるものを薦むることが出来る。私は暫らく茲に、後者を探るゝとして、地租の如きも舊來のを維持するとして、其を改造して新時代新必要に應ずるに適當なる方法を講じて見やうかと思ふ。此の如きは恐らく今日の我國の時需に應ずるに於て有意義のことであらうと思ふ。

第一段 從來の地租と其改造諸案

(一) 從來の地租——地租は實に最古き税の一であり(註二)、又古き時代にては、否な我邦の如きにては、つい最近まで此が最重要なる財源であつた(註三)。近頃、所得税や酒税其他の異常なる發展の爲めに其地位を落すことゝなつたけれども、其でも今尙は一の重要なものたるを失はぬ(註三)。特に其に固より色々の短所はあるけれども、併し其が税として最擔ひ易きものに屬するといふ特徴(註四)の如きは、人をして能く之に執着せしめるに足る所で、せめては之を改造して保存しやうかといふことに傾かしむる所である。併し何としても從來の儘の地租を維持することだけは、到底其弊に堪へざる所でないならぬ。といふのは、從來の地租の如き臺帳制度の下には、其課税標準に於て土地所有者其人の人的事情を考慮し得ざるの短所(註五)はあるけれども、其は地租が物税たる以上は已むを得ざることゝして暫らく措くも、其臺帳が元來種々の困難に打勝つて出來たものではあるが、其が廣き各地方に亘り、多少長年月に亘つて行はるゝが爲めの故に、既に初めよりして多少の不公平を包藏するを免れぬといふ缺點がある(註六)。併し此種類の不公平も、亦見様によつては、所得税であれ其他如何なる税であれ、税といふ税には多少之れを免れぬ所で、此を以て此税の甚しき缺點とはいふに足らない。其れで先づ夫の困難を経て出來上つた臺帳は大體に於て公平なものとして、租税技術上忍ばざるべからざるものとして認むることが出来る。が此制度の下に於ける地租の最大の弱點の根源は、其修訂が困難で課税標準が

永く不動となることに存する(註七)。斯くて此臺帳が永く無修正にて維持さるゝに於て、折角、土地の収益なり價格なり、其に於ける給付能力を示すものが社會の進運に伴ひて益々増加を告げつゝあるに拘らず、永く固定した収入しか生じないこととなる。而かも他方、経費は時勢と共に益々膨脹して収入の増加を要求することの急切なるものがある。即ち之によりては何としても財政収入上、不利なるものを見なくてはならぬ(註八)。加之、之を公正課税の見地からいふても、時勢の變は斷へず各地片の給付能力を増減せしめつゝあつて、其度合も各地片によつて一様でない。大體に於て各地片ともに能力を増加しては居るが、其増加の程度が非常に異つて居る。之を臺帳に記されたる不動の標準に従つて課税しては何として不公平といふ非難を受けなくてはならぬ(註九)。特に其に於ける多くのものゝ有つ所の増價值が不勞的のものである以上(註一〇)、そして其が又恰かも近世經濟生活に於ける壓迫の主要原因たるに於て(註一一)、之を不課税として放任することは、啻に給付能力原則から見て不公平であるばかりでなく、實に社會政策上にも不都合である。其處で何とか之を改造しなくてはならぬといふことになる。

(註一) チツシャートが、最古き税は到る處に地租であつたといふのは當を得ぬが、エーベルトが、之を以て單に収益税中にて最古のものとして爲し、ブレインが、最古税の一といふのは正しい。尙ほ、拙文、地租の時勢順應力の註一参照。

(註二) 我國では地租は明治四十一年までは最大収入を擧ぐる地位を有つたが、四十二年以後、酒税や所得税などの重要な爲めに其地位を落すこととなつた。地租は元來、農業と最密接の干係があり、農業國では此が重きを成し、其の此に於て商工業

1) 拙著、租税研究、一卷、200。

2) 同上。

3) Tischert, Die moderne staatliche Ertrags- und Einkommensbesteuerung. S. 6. Ebeberg, Fw. 18 und 19 Aufl. S. 236. Plehn, Public finance. 4 ed. p. 192. 拙著、租税研究一卷、190。

の發達するに從ふて、其地位を落すこととなつたに外ならぬ。フェルテスは之に關し、多くの國が近頃まで主として農業を營んだ爲めに、此にては地租が國家收入の主要なる部分を供したといひ、ロツツは、舊世界の工業化した國にては其重要の退却した所の國稅としての地租は、農業國では増進する所の發達を成したといふて居る。其他、拙文、地租の時勢順應力 註一參照。⁴⁾

(註三)我國の大正十二年度豫算にては、稅收入七億四千參百萬圓の中、地租收入は實に其十分一の、七千四百萬圓である。皆て全租稅收入中の九割を占めたのに比すれば、今更乍ら其地位の落方の烈しいのを感ずるが、其にしても今尙ほ稅收入の十分一を占むるさいへば、未だ輕視すべきものではない。シエフレーは、不動産の財政上の重要は、少くとも國家財政にては相對的には減退したが、絕對には尙大なる重要を有すといふて居る。⁵⁾

(註四)アダムスミスが、既に、地代が特別な課稅に最良く堪へ得る種類の所得だといふて居る。⁶⁾

(註五)バスタープは、地租は物稅といはるゝもので、土地といふ物體を取扱ひ、其所有者の地位を考慮しないといひ、ロツツも、此にては納稅者の給付能力の人的元素が考慮せらるゝことが出来ないといふて居る。⁷⁾

(註六)ロツツは、合理的臺帳制度の勞費を辭しなかつた處でも、大國にては、給付能力に依る負擔の完全なる公平は達せられなかつたといひ、エーベルヒ、バスタープは、臺帳制定事業の要する長き時間の爲めに、平等なる賦課の妨げらるゝことを指示す。斯くてブアイフアーは、地租臺帳調整に用ゐらるゝ大費用にも拘らず、唯だ精密の近接的の稅度しか達しないといふて居る。尙ほ拙文、地方稅としての地租の課稅標準の註四六參照。⁸⁾

(註七)シエフレーは、此にては屢々修正することの大費用の爲めに間もなく不動となるといひ、ヘツケルも、此にては特に不動性が現はるゝ。其故は賦課標準の實際に應じた變更が、租稅技術上の困難の爲めに失敗するからといふ。尙ほ拙文、地租の時勢順應力參照。⁹⁾

(註八)ツグナーは、此稅が財政需要に應じて收入を變化し特に増加するの不能を示すといひ、エーベルヒは、地租收入は課稅

4) Földes, Fw. S. 397. Lotz, Fw. S. 302. 拙著、租稅研究一卷、191.
5) Schäffle, Steuern. B. T. S. 172.
6) A. Smith, Wealth of Nations. Bk. V. Ch. II. Pt. II. Art. I. ●
7) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 438. Lotz, a. a. O. S. 303.
8) Lotz, a. a. O. S. 303. Eheberg, a. a. O. S. 241. Bastable, l. c. p. 430.
Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 167. 拙著、租稅研究、三卷、242.
9) Schäffle, a. a. O. S. 174. Heckel, Lehrbuch. I. S. 266. 拙著、租稅研究一卷、193.

標準の變更少きことの爲めに不動なりと爲し、ヘツケルは、地租の國庫收入が不動で、隨ふて増加する財政需要に應ずることが出来ないといふて居る。¹⁰⁾

(註九) ナツシアートは、臺帳更正の行はれぬ間に、實際收益と臺帳收益との間の差異が愈々大くなつて、不動に止まる所の收益税が益々不平等に働くこととなるといひ、フェイスチンケも、時の進みと共に斷へず加はる所の土地用法の變化、並に産物の價格及生産費の避くべからざる回期的動搖の爲めに、賦課の正當が愈々失はるゝと爲し、バステールは、初めには如何に完全に行はれても、評價が間もなく土地の實際の地位を示めざることにならなくてはならぬといひ、ヘツケルも、臺帳制定が初めには正當で、同一に止まる所の農業技術及簡單なる經營方法には相當するとしても、推移が少數年間に、避くべからず生じ、形式的標準が益々實質的租税能力より遠ざかることとなるといひ、フェルテスも、制定されたる臺帳が數十年間も行はるゝの事情、而かも其間に事情が大に變更するといふことが、此に於ける不公平の心配を増長するといふ。尙ほ拙文、地方税としての地租の課税標準参照¹¹⁾。

(註一〇) ヘツケルは、土地増價は不勞取得と爲し、フェルテスは、増價に於ける給付能力は、不勞増價の場合に一層高まること¹²⁾爲す。夫の増價が凡べて不勞とはいふことを得ぬが、不勞の分子少からず存し、特別の給付能力を示すことあるは争ふを得ぬ。¹³⁾

(註一一) ニーアリングは、土地の價値の近頃の増加は、此現象と近代經濟窮況の最大の壓迫たる生活費の増加との間に存する密接なる關係の爲めに、大なる經濟的及社會的重要あるものと喝破して居る。¹³⁾

(二) 改造諸案—の中に就き

(A) 最簡單なるもの—は時勢と共に必要とする増收に應ずる爲めに、從來の臺帳地價を其儘として置いて、單に其の之に適用すべき税率を引上ぐるといふことである。此に依れば成程財政上

- 10) Wagner, Fw. 2Auff. II. S. 728. Eheberg, a. a. O. S. 237. Heckel, a. a. O. S. 264. 266.
 11) Tischert, a. a. O. S. 9. Fuisting, Grundzüge d. Steuerlehre. S. 310. Bastable, J. c. p. 430. Heckel, a. a. O. S. 256-7. Földes, a. a. O. S. 400. 拙著、租税研究三卷、242.
 12) Heckel, a. a. O. S. 444. Földes, a. a. O. S. 470.
 13) Nearing, The recent increase in land values. (The annals of the American academy of pol. & soc. science. March, 1915) p. 149.

の必要だけは充たされ得るやうでもあるが、既に時と共に不公平になつて居る標準を基礎として増負擔せしむるに於て、其は不公平の増長といふ弊を免れない(註一三)。隨ふては又増收の爲めにする増率といふことも、あまり大したことは行はれないこととなる。

(註一四) エーベルとは、此場合、税の高さの引上によりて不平等を増長すといひ、チツンヤートは、収益税について其収入を増さうとすれば、税歩を引上げなくてはならぬが、其が不公平に働くと爲す。¹⁴⁾

(B) 臺帳地價修正案——次に考へらるゝ改造案は、從來の臺帳を維持し、併し其根本的修正を計ることである。此が出来たならば、兎も角現行地租の缺點を矯正し、一層公平なるものと爲し又増收の需要にも應ずるを得ることゝはなる。併し此が實行が六つかしく、其困難(註一三)、多費(註一四)、といふことを覺悟しなくてはならぬ。假令又之を冒して行ふたとしても、右の要求に適ふといふのは、實はほんの束の間の事で、幾許もなく又復、不公平となり(註一五)、且つ折角増收し得べき給付能力の存するに拘らず、之を捕捉し得ずして、増收を舉げ難きの財政上の不利も生ずる。

(註一三) アクナーは、此修正が非常に困難且つ多費で、往々にして殆んど全く新しい仕事さならなくてはならず、隨ふて容易に中絶することとなるといひ、フェルデスは、事情の變化は臺帳の不斷の修正を必要とするが而も此に大なる困難が生ずる。此間に收益増加を見る者が大なる反對を爲すであらうといふて居る。¹⁵⁾

(註一四) チツンヤートは、臺帳の更新には多大の時間及勞費を要すを爲し、エーベルヒ、シエフレールは、此が短き期間毎に繰

14) Eheberg, a. a. O. S. 242. Tischert, a. a. O. S. 8.
15) Wagner, a. a. O. S. 728. Földes, a. a. O. S. 40r.

返さるゝ爲めには、あまりに多費にして扨介であるを爲し、ブレインは、其全修正は大なる長さの時の後にのみ行はれる。全き臺帳の作成は、非常なる費用の事件で、少からざる時間を要すと爲し、ハツケルは、最多くの地租法律が臺帳の回期的修正を規定しても、此が通例其に結付きたる大費用の爲めに止んだと爲し、フイヌチングは、賦課の修正が殆んど打勝つべからざる手數と過大なる費用との爲めに殆んど排除せらるるといふて居る。尙ほ拙文、地方税としての地租の課税標準の註四九參照¹⁶⁾。

(註一五)拙文、地方税としての地租の課税標準の註五一參照¹⁷⁾。

(C) 近實制度採用案——或は臺帳制度を廢止して、代ふるに年々評定せられ變更せらるゝ時價又は収益に據つて課税する主義を以てすることも出来る。此によれば前の臺帳制の缺點は矯正さるゝ。一層時勢に適切に公平となり、財政收入上にも有利となる。併し尙此によれば年々全體の課税標準を調査決定することに伴ふ煩雜、苦情、困難がある。又之を冒してやるとして其評定に多少の不公平は免れぬし、其財政收入が大體にては増加の方に向つて往くの利はあるが、時として減退することを免れぬし、増加しても増加の度合の一樣といふことが出来ず、収入の動搖の著しいことを缺點としなくてはならぬ。臺帳制に比しては今日の時勢に一層適したものとはいへるが、尙ほ全く缺點なしといふことは出来ない。

(D) 土地増價税附設案——或は地租本税は其儘として、其地租本税の補完税として(註一七)、地租土地増價税を設け、依つて以て不勞にて増加しつゝある所の土地の給付能力を捕捉し(註一七)、地租

16) Tischert, a. a. O. S. 8. Schäffle, a. a. O. S. 174. Eheberg, a. a. O. S. 243. Plehn, l. c. p. 193. Heckel, a. a. O. S. 267. Fuisting, a. a. O. S. 310. 拙著、租税研究三卷、²⁴²。

17) 拙著、租税研究、三卷、243。

本税の足らざる所を補はうといふ案が出で得る。處が此増價税には收入の動搖の大いといふ缺點あるの外、假りに之を法人に就いては一定年間毎に之を課し、自然人にありては有償無償を問はず土地の移轉毎に課するとするも、永き年の間、相續も賣買も爲さざる自然人の如きは、土地の増價によりて實際給付能力を伸ばし居るに拘らず、永く之が負擔を免れ、屢々土地を移轉したならば負ふべかりしよりは輕きものを漸く其相續人によつて拂はるるに過ぎざるの不公平をも生ずる。即ち此にては折角存在する能力を捕捉し得ざるることとなる。斯の如くにして現行地租其ものに缺點あるのみでなく、之が改造の諸方法にも尙ほ缺點があることを見出す。然らば地租改革の良方法は得て見出し能はざるか、是れ次段に述べんとする所である。

(註一六) ヘツケルは、増價税を以て補完的財産として特徴つけて居る。¹⁹⁾

(註一七) 之につき、スタンパは、特に敷地價値の増加の如き貨幣收入は、普通所得の相當なる收入よりも一層小さな心理的性質を以て擔税の特別な能力を有つといふ原則に於て、此税が英國では正當とせられたといひ、ブレンも、此税の理論は、土地の地位價値が所有者の經濟活動よりはむしろ人口の増加に資ひ、隨ふて納税能力の特別の表示たることに存すと爲し、ロビンソンも、此増價が特別な幸運に資ふと見做さるることが出来、特別税を貢ふのを公平とすといふ。尤も彼は此中に賣主の豫期した部分もあるから其丈けた考慮するを要すと爲す。エーベルヒは、此税の課せんとする利得は最多の場合、所有者の勞働給付に基かないで、有利なる時運に基き且つ土地の獨占的性質に基き、ロツツは、此がむしろ全國民經濟の繁榮に資ふべきもので、全く不勞の收得を表はし得といふ。而してヘツケルは、此税が權利及經濟主體の努力以外の、偶然なる事情によつて生じたる、そして此者より主として影響さるる能はざる凡べての利得を課するものであるといふ。尙

18) 拙著、土地増價税論、221. 以下、

19) Heckel, a. a. O. S. 443.

は拙著、土地増價税論參照。²⁰⁾

第二段 差額地價税の採用

(一) 差額地價税其もの——現行地租の缺點右の如く、之が改造の爲めに從來考へられた諸案の缺點右の如くであるから、或は何等か新税を持來つて舊税を補正しては何うか。斯の如き方法なきかが問題でなければならぬ。此の如きものとして色々の考も出でるであらうが(註一八)、私としては近時に至つて、一の新案を工夫した。其は他ではない。地租は從來の儘とし、此にも臺帳地價を保存し、之に改正を加ふるとしても、行ひ易き極めて輕微なものに止め、別に差額地價税を起して之に附帶せしめたら何うかといふのである。私の差額地價税といふのは、土地増價税の如く賣買其他土地權利の移轉する場合又は一定年期毎に、土地の差増價額に課する機會的の税ではなくして、一方に嚴存する不動なる法定地價を標準とし、他方別に年々土地の時價を評定して、後者の前者を超過するだけの差額に對して、年々、不動基本地租と同等なる比例率たる課税をしやうといふのである。

(註一八) 例之、ヘツケルは、人が地租に於ける缺陷の補正を、他税に於ける相當なる方法によりて、特に人税の範圍にて齎らさうと努めたといひ、又別の處で、人が全租税制度の制定により、他税の改良により特に人及營利税の相當なる整理によつて、其の之に避くべからざる缺點及偏頗を改良しやうとしたといふて居る。²¹⁾

20) Stamp, The fundamental principles of taxation. p. 182. Pichn, l. c. p. 196. Robinson, Public finance. p. 66. Eheberg, a. a. O. S. 377. Lotz, a. a. O. S. 543. Heckel, a. a. O. S. 412 拙著、土地増價税論、44 以下、

21) Heckel, a. a. O. S. 264. 267.

(二) 差額地價税と土地増加税との比較、——(A) 差額地價税は土地につき二の異りたる時期に於ける價格の差額に向つて課税することに於て、及其が基幹税たることが出來ず二次的補完税たることに於て、土地増價税と似て居るが、(B) 之と異なる點もある。其性質を明にする爲めに茲に之を擧ぐるのも無用ではあるまい。其第一は、差額地價税は各地片につき年々課するものであるのに、土地増價税は各地片に於て單に機會的に課する税であるといふことであり、第二には、前者は別に存在する臺帳地租の上に立つのに、後者は之と離れて獨立に存立し得る。第三には、前者は比例税であるのに、後者は累進税たることが多い(註一九)。第四には増價税では通例、増價が一定割合以上の大さなるときにのみ課せらるるのに(註二〇)、差額地價税では差額の大小に拘はらず課せらるることとなるべきものである。

(註一九) ヘツケルは、増價税の税率は、増價の上はる所の割合と共に上進する所の累進であるといふが、實際には比例に依るものもある。²²⁾

(註二〇) ヘツケルは、増價税に於ては都市的土地の凡べての増價が課せらるるのではなくて、最後の所有移轉以來、一定割合例之、二割又は三割を超へたもののみ課するといふけれども、此も實際には凡べての増價に課する例がある。²³⁾

(三) 差額地價税の長短

A) 其長所——此制度には色々の長所がある。先づ、

イ) 第一には、財政收入上に於て、之によつて現存地租のもつ所の確實性を利用し保存して、

22) Heckel, a. a. O. S. 446.

23) 拙著、土地増價税論、306.

24) Heckel, a. a. O. S. 445. 拙著、土地増價税論、312.

収入の不動確實なる分子を備へつゝ、別に新税によりて、時勢の必要に應ずべき増収を擧ぐるこ
とが出来、其が時として減收することはあつても、既存地租の収入だけは、如何なる場合にも保
證せられて、土地課税収入が其以下に落ちることだけはなく、そして此新税は、時勢の進歩によ
つて大局上は増進の一方にあつて、財政上之を利用することが出来るのみでなく、將來に於ける
臨時の財政需要あるとき、此制度の下に二税ともに増率を計つて其上の増収を收むることが出来
る(註二)。即ち之によりて財政上には、臺帳地租の長所を維持し而かも其缺點を除き、近實地租
の長所を大に收めて而かも其短所を多少避けることが出来る。

(註二) ロツツは、地代の比例課税及之と共に、國家の需要に相當に可動的で、屈伸力ある國家収入を供する理想を、地租が
何處にも充たさなかつたといふけれども、私の案に依れば明かに地租が之を充たすこととなる。

(ロ) 第二には、公平課税上、既存地租だけでは、時勢の進歩によりて益々不公平なる土地課税
となるべきものを、新補完地租によつて近實制地租のもつ所の公平可能を發揮せしめることが出
来る。特に臺帳地租が初めより公平なるものたることの出来ぬといふ缺陷は、此補完地租あるが
爲めに長く補足されるゝことが出来る。此の如きは此税の妙味である。そして又之によつて不勞増
價の課税をも行ひ、隨うて土地増價税の働きをも爲し、而かも土地増價税の如く間々不勞増價を
永く等閑に附して置くといふが如きことなきを得る。此事は、

25) 拙著、租税研究、三卷、240。
26) Lotz, a. a. O. S. 303.

(ハ) 第三に又社會政策上にも有益なことである。

(ニ) 第四には課税技術上には、臺帳地價に關するだけでは、簡單といふ長所が維持せられ、別に年々地價を評定するといふ小面倒は近實地價制の場合と同様にあるけれども、臺帳地價だけを維持して之を時折、修正するが如き大困難はなく、年々補修さるゝのであるから、時として不當なものがあつても、其が永く續くといふことはなく、次ぎの年には直ぐと修訂さるゝといふこともある。だから私の提案は可なり良い制度というて可と思ふが、併し全く無缺點とは私自らも、
いはない。

(B) 其短所——然らば其短所は如何といふに、

(イ) 先づ以て此税の比例率をもつことが、公平課税上、遺憾と云へば遺憾である。此に代ふるに土地増價税を以てするならば、累進課税たることの出來るのに、此が比例税たるのは遺憾には相違ない。尤も地租を近實價格制に依るとしても、收益税又は物税としては、自ら比例税たるの外なく、此と比較しては別段に劣るといふことは出來ない。そして何故に此補完地租を比例として累進にしないかといふのに、其は一には、此が一の收益税としての地租の補完に止まるものであるのと、二には基本税たる地租が比例であるのと調和を保つが爲めと、三には之等を別として、此税の課税標準たる各地片の差額地價の大小が、其所有者の人的給付能力の等差を示すに適

切でないのにと因るのである。

(ロ) 次ぎには此新税に於ける評價の困難といふことが(註三)あるが、此種のことは實は近代的の税では、所得税であれ、財産税であれ、相続税であれ起ることで、此位の故障の爲めに他に重大なる長所を有つものを排斥するには足らない。

(註三) フェルテスは、健全なる經濟状態にあつては、唯一國內の土地の小部分のみが、事實上交通の物體となるから、價値評定の爲めの基礎が不確であつて信頼すべからざるものだといつて居る。²⁸⁾

結 論

以上要之、従來行はれた土地課税方法には、臺帳制度と近實制度とがあつて、何れも長短があり、此二の中では今の時勢ではむしろ後者を選むべきが如くであるが、後者とても缺點があり、そして従來折角持つ所の古き即度を棄てるに忍びぬといふこともある。其他従來のを本として色々の改造計畫をしても何れも思はしきものでないのであるが、私は茲に試みに臺帳制と近實制とを結合し、即ち舊制たる臺帳地價税を維持して、之が補完として差額地價税といふ新税を附帶せしめ、以て問題となれる地租の缺陷を補正しやうと考へた。此新税が絶對の良税ではないが、可なり多く良き點を備へ、土地増價税に似ては居るが、之とも異り此に勝る所もありと考へらるゝ。又此は國税として考へたのであるが、他日地租が地方に委讓された場合には、地方税としても用ゐ得るものと思ふ。